





### 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

### 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

暴力団でないこと

暴力団の統制下にある団体でないこと

暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと

暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと